



清末期外藩モンゴル・オルドス地方へのスクート会 （カトリック宣教会）の進出-清朝政府のキリスト教 政策と地方におけるキリスト教問題への対応-

ハス高娃

(Degree)

博士（学術）

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2024-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8225号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008225>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

清末期外藩モンゴル・オルドス地方へのスクート会(カトリック宣教会)の進出

ー清朝政府のキリスト教政策と地方におけるキリスト教問題への対応ー

2022年1月

神戸大学大学院国際文化学研究科

[ハスゴワ(哈斯高娃)]

学 位 論 文 の 要 約

氏 名 : ハスゴワ (ハス高娃)

専 攻 : 文化関連専攻

指導教員氏名 : 萩原 守

論文題目 (外国語の場合は日本語訳を併記すること)

清末期外藩モンゴル・オルドス地方へのスクート会 (カトリック宣教会) の進出
—清朝政府のキリスト教政策と地方におけるキリスト教問題への対応—

本研究は、清代における外藩モンゴルの一地域であるオルドス(正式名称:伊克昭盟)を研究対象地域とし、清王朝中央の漢文檔案史料と地方のモンゴル文檔案史料とを利用して、清末期対モンゴルキリスト教政策の下でオルドス側がキリスト教問題に対応した際の実態を考察した。モンゴル代牧区を管理するベルギー王国のスクート会は、オルドスで布教に成功した唯一の宣教会であったため、本研究では主にフランスのパスポートを持参してモンゴルで布教していたスクート会のベルギー人やオランダ人宣教師が関与したキリスト教問題を検討した。また、スクート会の会員は、仏清天津条約(1858年)と仏清北京条約(1860年)のキリスト教に関する条款に基づいて、キリスト教の信仰・布教権限を主張していたため、上記の条約内容と外藩モンゴルの社会制度との矛盾によって発生したトラブルを考察した。アロー戦争に際して天津条約(1858年)と北京条約(1860年)が結ばれた時から、義和団事件の発生時(1900年)までのオルドスにおけるキリスト教問題を主に分析した。

第一章では、モンゴル高原で、唐代に伝わってきた景教とも呼ばれるネストリウス派キリスト教を信仰するテュルク系遊牧民が居て、後にモンゴル化したことを述べた。モンゴル帝国時代の政権は、キリスト教を優遇していたが、明朝・北元期に変わるとモンゴル地域にチベット仏教が浸透し、清末までにはモンゴルでキリスト教の信仰がほぼ消滅していたという歴史の概略を述べた。第二章では清代における外藩モンゴルの行政制度、裁判制度、身分制度、土地制度など諸社会制

度の特徴を概略的に述べた。

第三章では、フランス保護下の宣教師がモンゴル教区の総教堂のある西湾子村に赴く際、フランス領事からフランスの護照(パスポート)と諭單を発行してもらっていたという実態を検討した。内モンゴルのチャハル八旗地域内にあった西湾子村は、清代モンゴルにおける最も古いキリスト教村だと言われている。ここには康熙 39(1700)年頃にキリスト教徒が現れ、禁教期間中はここが、直隸省(現河北省)で布教するフランスの遣使会宣教師や中国内地の漢人信者たちの避難所となった。アロー戦争後、イギリスは太平天国の占領地で貿易を行っていたため、清朝政府によって両者とも同じプロテスタント(耶蘇教)を信仰しているとして警戒されていた。一方、フランスのカトリック(天主教)は太平天国の宗教とは若干違うと認識されていた。清朝政府はフランスを籠絡するためにカトリック布教権限の交渉に応じて、中国の内地に仏清天津条約の第 8 款・第 13 款や仏清北京条約の第 6 款など布教権限に関する条款を通知したが、モンゴルは通知対象外とされた。さらに清代には、万里の長城はモンゴルと内地各省との行政範疇の地理的な境界であって、属民が長城の関所を出入りする場合は、役所から許可証を発行してもらう必要があった。当時、フランスの遣使会がモンゴル教区を管理していて、フランス領事は西湾子村に赴くフランス保護下の外国人宣教師に護照を発行していた。筆者は総理各国事務衙門の漢文公文書と地方のモンゴル文公文書史料を利用して、彼ら宣教師が西湾子村に到達・滞在した際の実態と、西湾子村を拠点にモンゴル教区の開墾地で滞在し、布教先を獲得できたという実態とを明らかにした。また、西湾子村などの漢人農民を管理するために設置された張家口理事同知衙門は、直隸省の管下とされ、役所が直隸省宣化府に建てられた。そのため、西湾子村はフランス領事によって「直隸省宣化府所属西湾子村」と誤解されていたことを明らかにした。

第四章では、総理各国事務衙門がキリスト教関係者との交渉案件を処理し始め、地方官にもキリスト教関係者との交渉案件を公平に審理せよと命じたものの、オルドスには光緒 8(1882)年になってから当該規定を通知したことを明らかにした。

アロー戦争の結果、中央で総理各国事務衙門が設立され、外国と関わる事務を担当するようになった。咸豊帝の命令によって外国と関わる事務を担当していた欽差大臣恭親王奕訢は綏遠城將軍に文書を送って、総理各国事務衙門の設立を通知し、今後文書を呈することがあった場合、綏遠城將軍経由で当該衙門に呈することを命じた。オルドス側は、光緒 3(1877)年以降、フランス人宣教師がモンゴル地域に到達した場合彼らが持参している順天府の関防を押してあるフランスのパスポートを確認した上で地方の鈐印を押して有効にさせるという命令を総理各国事務衙門から受け取っていた。オルドスの王公たちは光緒 8(1882)年になってから、キリスト教徒との交

涉案件が発生した場合、地方の官員は公平に審理しなければならないという同衙門の命令を受け取ったことをこの章で明らかにした。

また、チャガンエレグという所で、キリスト教の建物を破壊したとして、ダラト旗のモンゴル人官員が宣教師たちに訴えられた案件を検討した。それによって、モンゴル人官員がキリスト教徒を追い払うという事件が発生していたが、キリスト教そのものを嫌ったのではなく、ただ単に、牧地を守るために見知らぬ漢人農民を追い出して行く途中で、教会の建物である平屋にいた漢人グループを追い出したにすぎないということを明らかにした。地元のモンゴル人が焼いて潰したのは柳の枝で組んだ建物であり、壊したのは 3 部屋あまりの平屋であった。当時、現地に行って調べた官員の報告によると、平屋の壁はまだ乾燥していなかった。すなわち、新しく建てた建物であった（少なくとも一年以内）。しかし、盟長の審理によって、地元の官員がキリスト教関係者に賠償することが決定された。すなわち、光緒 3(1877)年以降総理各国事務衙門からオルドスに送られてきた「フランス人宣教師を保護・優遇する」という命令と、光緒 8(1882)年に総理各国事務衙門からオルドスに送られてきた「モンゴル人官員はキリスト教関連の案件を公平に審理しなければならない」という命令に、オルドスの盟長が従っていたことを明らかにした。

第五章では、清朝政府によるモンゴル教区のオルドス地域に対するキリスト教布教解禁の通知が内地の各省よりも約 20 年遅れていたという実態を検証した。仏清北京条約(1860 年)が結ばれた後、清朝政府はすぐに各省に文書を送って条約の内容を通知したが、内モンゴル地域では古くからチベット仏教を信仰していると声明した結果、モンゴル地域は通知対象外とされていた。モンゴル教区では康熙年間に建設された教堂などがなかった上に、外国人宣教師は光緒元(1875)年からようやく内モンゴルのオルドス地域で布教しはじめた。すなわち、オルドスでは仏清北京条約の第 6 款に基づいた教会に対する返還問題が存在しなかったため、オルドスではフランス領事が関与して解決するような案件がなかったということを明らかにした。オルドスで上記のような案件がなかったため、仏清天津条約と仏清北京条約の有効性を議論するようなことがなかったのである。

当時、オルドス地域には大量の漢人農民がいたが彼らは県などの統治を受けていて、モンゴル人官員の管轄を受けていなかった。地元の役人たちはモンゴル人以外の案件を受理していなかった。光緒 3(1877)年からオルドス地域で地元モンゴル人とキリスト教関係者との間でトラブルが発生し始めたことをきっかけにして、内モンゴル・オルドス地域にも、キリスト教が解禁されたことが光緒 4(1878)年になって初めて通知された。中国本土では仏清北京条約の第 6 款に基づいて教会の財産を返還することに伴って一連のトラブルが発生していた。総理各国事務衙門はフラ

ンスの圧力で各省の地方の官員にキリスト教関連の案件を公平に処理しなければならないと命じていて、同治 2(1863)年にそれを規定として定めていた。オルドスには、総理各国事務衙門が光緒 8(1882)年になってから初めて、地方のモンゴル人官員がキリスト教関係者との交渉案件を処理しなければならないと命じた。それによって、オルドスのモンゴル人官員たちもキリスト教徒との交渉案件を受理するようになったことを明らかにした。また、当時聖母聖心会のベルギー人宣教師たちが、フランス人という名目でフランス領事からパスポートを発行してもらい、モンゴル地域に入ってきていたということも明らかにした。咸豊 8(1858)年 5 月 17 日の仏清天津条約によってキリスト教の布教が許可された後、内地と呼ばれる中国本土の各省には、咸豊 11(1861)年からキリスト教布教解禁の通知が何回も送られていた。しかし、オルドス地域では、清朝政府の政策と回民反乱の影響があったため、光緒 4(1878)になって初めて通知されたのである。すなわち、オルドス地域におけるキリスト教布教解禁の通知は、中国本土よりも約 20 年遅れていたということを明らかにした。また最初期にオルドスへやってきた宣教師の到達状況も明らかにした。

第六章では、まず、聖母聖心会の宣教師たちが到達した時点で、オルドス地域の既存の漢人教徒たちが彼ら宣教師たちに居住地を提供したことを検討した。清初期、オルドス南部で内地諸省と境界が接するところで幅 50 里(25km)の空き地があって放牧も耕作も禁止されていたが、乾隆年間に耕作可能となった。現地の人々はここを「白界地」と呼んでいた。白界地の北には幅 3〜5 里(1.5〜2.5km)の空き地があって、耕作も放牧も禁止されていた。ここは黒界地と呼ばれていた。白界地では畑が広がり、家畜の放牧が禁止されたままであった。それによって、宣教師たちは漢人農民が耕作する白界地を山西省や陝西省の管轄地だと勘違いしていたと考えられる。宣教師は、白界地内で家屋を作り耕作を始めたが、オルドスのオトク旗の官員はそれを阻止しなかった。一方、黒界地における耕作、放牧、建物の建設が禁止されていたことを明らかにした。また、清朝政府の政策によって、オルドスのモンゴル人は盟旗制度と呼ばれる行政システムによって管轄されていたが、出稼ぎ目的でオルドスに入ってきた漢人農民たちは省制度によって管轄されていた。モンゴル人と漢人との交渉案件の場合は、理藩院から派遣された旗人官員の役所である理事司員衙門でモンゴル側の官員と漢人側の官員たちが共同で審理していた。このような複雑な行政システムによって、オルドス地域でキリスト教関係者と関わる交渉案件が起こった場合、オルドスのみならず、周辺の省も言及されていたことを明らかにした。

次に、光緒 4(1878)年に、聖母聖心会の宣教師によって、オルドス地域でトラブルが発生していると報告された公文書では、フランスと清朝政府との間で結ばれた条約そのものが言及されなかったことを明らかにした。また、光緒 5(1879)年の時点ではオルドスの郡王旗、ダラ特旗、ハンギ

ン旗、ザサク旗内には外国人宣教師が居住していなかった。ジューンガル旗のアジャルマという所には山西省出身の漢人農民(教徒)と宣教師が居住していた。ウーシン旗のオロン地方では陝西省出身の放牧する漢人教徒と宣教師が居住していた。オトク旗のソバグ地方(寧條梁)では既存の漢人教徒が提供した土地で宣教師が耕作していた。以上のことを明らかにした。更に、寧夏理事司員が理藩院に報告した内容から、オトク旗に 80 人ぐらいのモンゴル人・漢人教徒がいたことを明らかにした。Taveirne2004 で、宣教師の活動が現地の警戒を呼んだと書かれているのは間違いであったことも明らかにした。光緒 4(1878)年、フランス領事は各省の総督・巡撫に公文書を送って「オルドス王」がキリスト教を嫌がった案件を処理させることを総理各国事務衙門に要求した。その結果、総理各国事務衙門は同時に理藩院、綏遠城將軍、陝甘總督、山西省に公文書を送って、オルドスの案件を処理させた。アラシャ旗周辺の県は陝甘總督の命令によって宣教師が訴えたオルドスの案件を取り調べていたと考えられる。寧夏に設置された寧夏理事司員衙門が山西巡撫の伝達によってオトク旗へ役人を派遣し、オトク旗のモンゴル人官員と共に同旗のボルバルガスを取り調べたという実態を明らかにした。さらに盟旗側もキリスト教関係者が居住する所を取り調べた後、公文書を送ってきた役所に調べた結果を返答していたという実態を明らかにした。

最後に、清朝時代の外藩蒙古における身分制度に基づいて、公文書の中では「モンゴル人男女を(旗側から)奪ってキリスト教に入信させた」という表現があったことを明らかにした。旗内では、貴族や平民などのモンゴル人の間で隸属関係が存在していた。モンゴル人たちがそれぞれの権利と義務を担っていたことを検討した。それによって、宣教師がモンゴル人教徒を教会に移住させようとした時、地方のモンゴル人官員によって阻止される場合があったことを検討した。一方、オトク旗の旗長は宣教師の居住を拒否したが、漢人教徒と一緒にあれば住むことを許していたことを明らかにした。

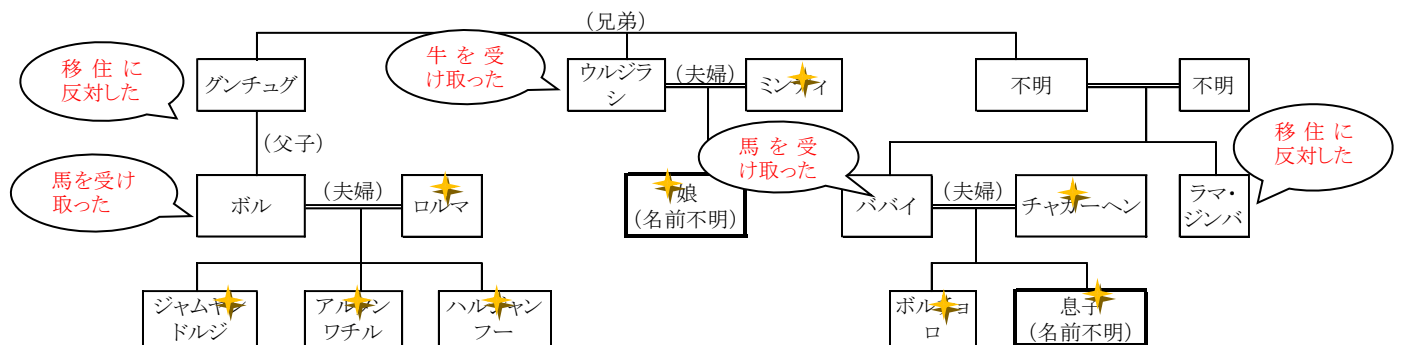
第七章では、オルドスの王公たちが外国人宣教師を保護・優遇する担い手となっていた実態を検討した。モンゴルは仏清天津条約(1858 年)と仏清北京条約(1860 年)によるキリスト教布教許可地域の対象外とされたが、清朝政府がフランス保護下の宣教師を優遇していたため、その宣教師たちは張家口を出てモンゴルで布教していた。聖母聖心会の宣教師徳玉明 Devos Alfons は、同治 8(1869)年に張家口を出て、同治 11(1872)年にアラシャ旗の^{ドロソハイ}道落素海(三道河)地方で、また光緒元(1875)年にはオルドスのオトク旗南部の^{ソバガイ}素巴蓋(寧條梁)地方で耕地を借りて、それを教徒や入信希望者に耕作させていた。後に徳玉明らはオルドスの内部で布教と土地の獲得を試みたがうまくいかず、光緒 3(1877)年、フランス領事に布教妨害の件で「オルドス王」を訴えた。光緒 4(1878)年 2 月 29 日、フランス領事は総理各国事務衙門に依頼して各省の総督・巡撫経由で

「オルドス王」に教案を処理するように命令させた。総理各国事務衙門が理藩院・山西巡撫・陝甘総督に文書を送った後、理藩院、陝西巡撫は「オルドス王」の件を「郡王」の爵位を有する郡王旗の旗長に転送した。山西巡撫曾国荃は綏遠城將軍と歸綏道に転送して、「オルドス王」に転送させた。その後、光緒 4(1878)年 10 月 27 日、フランス領事は、オルドスの王公たちが教堂を焼き払い、教徒を追い払ったという教案の処理を新たに追加して要求した。総理各国事務衙門は、オルドスの教案が原因となって戦争の端緒を開くことを避けるため、理藩院・綏遠城將軍・陝甘総督・山西巡撫に転送して、教案の処理を急がせた。

以上の事例における公文書の伝達ルートを検討して、陝甘総督衙門には理藩院派遣のモンゴル人筆帖式がいたため、そこから直接オルドスの盟長に公文書を送ったが、普段外藩蒙古と直接関わることがない山西巡撫・陝西巡撫・甘肅巡撫はオルドス関連の公文書伝達ルートを理解しておらず、寧夏將軍・綏遠城將軍・理事司員衙門などの職務も知らなかったということを明らかにした。また、省内の道員・知県などの地方官がオルドスの教案処理に関与していないことも明らかにした。歸化城トゥメト二旗領内に設置された山西省歸綏道管下のサラチ庁は、普段関わりがあるダラト旗・ハンギン旗に公文書を転送して教案の取り調べを依頼しており、理藩院派遣の寧夏理事司員と神木理事司員が役人を派遣して調べたという実態を明らかにした。実際のところ、オルドスの盟長や旗長らは、自らキリスト教問題を解決していたことがわかった。

第八章では主に、聖母聖心会の宣教師がウーシン旗のモンゴル人に牛や馬などの家畜を 5 年間貸してやって、キリスト教徒に改宗させた後オトク旗に移住させようとして引き起こしたトラブルを検討した。光緒 10(1884)年頃、聖母聖心会の宣教師たちとモンゴル人信者たちは、ウーシン旗のモンゴル人に大型家畜である牛や馬を貸し付けるとともに、彼らを所属するウーシン旗からオトク旗の南部にあるボルバルガスという教会に移住させようとした。家畜を受け取ったモンゴル人は、一定期間、宣教師に従う約束をしていた。ウーシン旗のウルジラシ、ボル、ババイの 3 人は自らの家族(下記の系図で黄色い星印を付けた人々)をボルバルガスへ移住させようとした。グンチュグはウルジラシの兄であり、ボルの父親であり、ババイの叔父であり、案件の処理で言及された親族の中では親等が一番上に当たる人物であった。グンチュグは家族と親族がウーシン旗からオトク旗へ移住することに反対して、他の親戚や近所から 20~30 人の人を集めて、自らの親戚と財産である家畜とを取り戻すという行為を繰り返していた。グンチュグらは平民であり、親族が奪われたと佐領章京ムングンドライに訴えた。旗は外藩蒙古の基本的な行政単位であり、旗内では 150 人の成人男性を 1 つの蘇木(佐領)として編成した。佐領章京は蘇木の長官であるため、グンチュグとラマ・ジンバが佐領章京ムングンドライに事件を訴えたのである。すなわち、キリスト教徒に

ならなかったグンチュグらは、オトク旗のキリスト教徒によって連行された教会の家畜を受け取ったウルジラシら親戚を奪い返すという行為を繰り返していた。関係者の供述から判断すると地元のモンゴル人はキリスト教がいかなるものであるのかを全く知らなかったようであった。



清朝政府は、モンゴル地域においてモンゴル人と漢人を分けて管理していた。更にモンゴル人同士であっても、旗を超えた交渉案件の場合、それぞれの旗長と理藩院から派遣されてきた駐防官である理事司員とが加わる必要があった。オトク旗のモンゴル人の場合は寧夏理事衙門が加わっていた。ウーシン旗の場合は神木理事衙門が加わっていた。漢人の場合は彼らが属する庁・州・県の長官と同知や理事司員などが加わっていた。更に、今回の事件には外国人である宣教師も関わっていたが、当時は、このような関係者が多岐にわたる案件を処理するシステムがまだ整えられていなかった。また、案件を審理する時、適切な基準となる法律や規定なども定められていなかった。この事件に関しては、キリスト教関係者はグンチュグを理事司員衙門ではなく、陝西省定辺県に位置する安辺同知衙門に拉致していった。安辺同知衙門は主にオトク旗のモンゴル人と陝西省の漢人との交渉案件を審理する役所であったため、関係者を同衙門に集めることができず、判決もなく中途半端なままに放置されたことを明らかにした。

第九章では、清末期ダラト旗における宣教師の土地獲得の実態が旗内の土地利用状況によって異なる特徴を持っていたことを、各々の事件に即して検討した。当時、ダラト旗内では牧地として利用する土地と、耕作を認めていた農地とがあった。宣教師による土地の「購入」とであると先行研究で言われてきたのは、実際には全て「借入」であった。聖母聖心会の宣教師が光緒 6(1880)年から光緒 18(1892)年の間にダラト旗で「購入」したのは二十四頃地、銀匠窯子、ウランプルグの玉隆永と大発公、バガノールなどの土地であった。

二十四頃地という場所は、黄河の外側(北東)に位置している。光緒 6(1880)年、聖母聖心会

の宣教師が、永租権を持つ旅蒙商人である漢人高九威からこの土地を借入したため、宣教師による土地「購入」などのトラブルは存在しなかった。ダラト旗と帰化城トゥメ旗の間で争っていた土地の六割が光緒 11(1885)年から帰化城トゥメ旗の領域となり、この二十四頃地も帰化城トゥメ旗の管轄地になったのであった。光緒 13(1887)年、綏遠城將軍が帰化城トゥメに与えた六割の土地を測った時、二十四頃地の面積は 100 頃(1 万畝)だった。この時も聖母聖心会の宣教師たちは地代を払って再び当該地を受け取った。

チャガーンエレグという土地の場合は、二十四頃地とは違って、公的に牧地として利用されていた。スクート会の宣教師が来る前に、漢人 Weiyixing(漢字不明)が建物を建てたことがあって、スクート会の宣教師たちは漢人 Weiyixing が捨てた庭の中に建物を建てた。一方、ダラト旗のモンゴル人官員たちは旗長の命令によって、公的に牧地として利用している土地で耕作している漢人を立ち退かせていた。宣教師が誰かからこの土地を借入した時の期日は不明であるが、チャガーンエレグに建てられた教会の建物が光緒 11(1885)年にダラト旗の官員によって潰された。盟長は、宣教師たちがオールドスにおける案件を北京に行って訴えることを防ぐために、早速審理に着手した。ダラト旗側がキリスト教徒たちが紛失したと称する家畜を賠償したことが明らかになったが、建物を修復したかどうかは本研究では確認できなかった。

後套地方のウランブルグという地域では、ダラト旗の土地を借りていた漢人佃戸から宣教師が玉隆永という土地を二重に借入していたため、旗の官員は直接に関与していなかった。光緒 14(1884)年に宣教師たちが「購入」と称する玉隆永の土地は、実際には二重小作の形で借り入れたのであった。またこの土地に建築物を建てることは許可されていた。スクート会の宣教師たちは漢人 Zhengwanning(漢字不明)から大発公と呼ばれる土地を一括して銀 240 両で入手したが、それは借地の質入れに近い形のものであった。漢人が建築物を建てることを旗側が許可していた土地であったため、その借地を漢人が勝手に宣教師に質入れしても、地方のモンゴル人官員たちは全く関知していなかった。

一方、バガノールの土地では、道光年間から漢人農民がこっそり耕作していた。それが発覚した後、旗の官員が漢人から小作料を徴収するようになった。また、当該地を旗の官員に生計地として与えた。光緒 9(1883)年、当該地で耕作していた漢人 Zhangru(漢字不明)がスクート会の宣教師からお金を借りて、旗の土地を勝手に宣教師に質入れするという事件が発生した。光緒 10(1884)年、旗長はバガノールの土地の問題を解決するため、そこを生計地として所有していたタイジ・トゥメンヘシグから取り上げたが、教徒たちの耕作をやめさせることができなかった。結局、盟長からきた命令に従って、案件を地方でおさまるため、小作料を徴収してスクート会の教徒たちに

耕作させた。バガノールの土地も「購入」ではなく、質入れ状態に近い借入であった。

銀匠窯子という場所は、管旗章京タイジ・ブレントウグスが生計地として占有した土地であった。銀匠窯子は黄河の外側(北東)に位置していた。帰化城トゥメト旗との土地争いの結果、ダラト旗に与えられた四割の土地の一部であった。タイジ・ブレントウグスが個人的にスクート会の宣教師たちに貸し出した可能性が高いため、モンゴル文史料を調べたところ、旗内で銀匠窯子の土地をめぐるトラブルはあったものの、キリスト教関係者との間ではトラブルはなかった。

以上のように、ダラト旗において、聖母聖心会の宣教師たちが土地を借入したことによってトラブルが発生しなかったのは二十四頃地、ウランブルグの玉隆永・大発公の土地であった。公的に牧地として利用されていたチャガーンエレグでの借入は失敗した。旗が直接管理するようになったバガノールではトラブルが発生していたが、いざこざを起こしてはいけないという盟長の命令に従って、結局、もと通り宣教師たちに貸し出したのであった。銀匠窯子の土地も、管旗章京タイジ・ブレントウグスの生計地だったため、個人的に貸し出したものと考えられる。従って、結局、宣教師による土地の借入自体があまりトラブルを起こしていなかったため、光緒 21(1895)年までに総理各国事務衙門からオルドスに送られてきた文書では、オルドスで宣教師による土地の購入を許可したという規定がなかった。また、当該命令では、キリスト教関係者は清朝政府の律例に従って税金などを払わないといけないと定めていた。結局、清末期、ダラト旗の土地をキリスト教徒側に貸し出した人たち自体がその土地の所有権を持っていなかったため、土地の「購入」とは呼べないと考えられる。あくまで、土地の賃貸関係あるいは質入れ状態なのであった。

第十章ではオルドスにおける義和団事件が発生したきっかけを検討した。清末期、列強の侵入が清朝の半植民地化を促進したことに伴って、キリスト教会による土地獲得や教堂建設を巡るトラブルが表面化した。そのため、義和団事件(1900 年)の際に西太后は列強諸国に対して宣戦布告し、義和団を利用して排外的な路線の政策を突き進めた。光緒 26(1900)年 5 月 25 日には、内閣が「宣戦上諭」を各地に布告して、外国と戦う兵士を動員させた。本章ではモンゴル文・漢文の地方檔案史料を利用して、オルドス地域における義和団事件を検証した。

オルドス地域では、同(1900)年 6 月の下旬頃まで、安定した治安状態を保っていた。同(1900)年 6 月 1 日、理藩院からオルドスに送って来たのも、ロシアから国土を防衛するためのモンゴル兵を動員させるという軍機大臣の面諭のみであった。オルドス側は 6 月 8 日にこれを受け取り、7 月 13 日に理藩院へ、モンゴル兵(500 人)の準備が完了したことを報告したという実態を明らかにした。

同(1900)年 6 月 21 日に理藩院がモンゴル文に訳した「宣戦上諭」を下したことを引き金にして、

オルドス地域でも義和団事件が発生した。オルドスの盟旗側は宣教師たちの居住地を把握していたことを検証した。同(1900)年7月6日、盟長ジャナガルディはオトク旗、ダラト旗、ハンギン旗に文書を送って、教会の事情を調べさせた。結果的にモンゴル兵がキリスト教徒と戦ったのはダラト旗のバガノールとハンハー方面、オトク旗の南部に位置する小橋畔のみであった。理藩院は義和団事件の際に焼かれてしまい、オルドスとの連絡が中断された結果、近くの陝甘総督、山西巡撫が中央の命令を伝達することになった。陝西巡撫は義和団を暴徒とみなして、教会を攻撃することに反対していたため、陝西省と隣接するオトク旗南部における戦いはさほど激しくなかった。一方、山西巡撫は義和団を支持していたため、オトク旗以外の6旗はその影響によって、教会を攻撃するに至った。さらに、盟長ジャナガルディがダラト旗に全ての外国人宣教師、漢人神父、モンゴル人・漢人教徒を殺せと命じたことによって、宣教師数人と教徒300人が殺害されるという悲惨な事件が発生した。その後、光緒26(1900)年8月末、山西省布政使李廷簫が光緒帝の撤兵命令を伝達して来たため、盟長ジャナガルディがようやく撤兵の命令を下したということを明らかにした。このように、オルドスにおける義和団事件は、義和団を利用して排外主義的政策を実行するかどうかという清朝政府内部における分岐点の影響を直接受けていたという実態を検討した。

参考文献

本研究で利用した史料

史料①准格爾旗人民政府・内蒙古大学蒙古学学院・内蒙古自治区檔案館編、烏日図那斯図・

烏蘭・浩畢斯 2011 *jegün yar qosiyun-u jasay yamun-u dangsa* 『准格爾旗札薩克衙門檔案(蒙古文)』(全42冊。モンゴル文。写真版)、内蒙古出版集団・内蒙古科学技術出版社。2017年8月16日～9月8日に筆者自身が所蔵元である内蒙古自治区檔案館にて原本を確認してきた。

史料②内蒙古大学蒙古学研究中心・内蒙古自治区檔案館・准格爾旗檔案局共同編集、蘇德畢

力格主編 2011 *jegün yar qosiyun-u jasay yamun-u dangsan daki kristus-un šašin-u teüken material* 『准格爾旗札薩克衙門檔案 基督宗教史料』。(全一冊、モンゴル文。写真版)、広西師範大学出版社。内蒙古自治区檔案所蔵史料

史料③中共准格爾旗委員会・准格爾旗人民政府・内蒙古大学蒙古学研究中心・内蒙古自治区

檔案館訳編 2007 *jegün yar qosiyun-u jasay yamun-u dangsa ebkemel-ün orčiyluha-yin emkidkel* 『准格爾旗札薩克衙門檔案訳編』(全3冊: 内蒙古自治区檔

案所蔵のモンゴル文史料からの中国語訳) 内蒙古人民出版社

史料④ 自治区民委少数民族古籍研究室、鄂爾多斯市檔案局(館)、内蒙古自治区檔案局(館)、鄂爾多斯市民委、杭錦旗人民政府、杭錦旗民族宗教局共同編纂(2016～未定) *qangin qosiyun-u jasay yamun-n dangsa* 『杭錦旗札薩克衙門檔案』(1-54 卷まで入手済み。康熙 35(1696)年 4 月 22 日から中華民國 8(1919)年 1 月 29 日までのモンゴル文公文書史料が写真版で収録されている。90 冊前後になる可能性がある。)

史料⑤ 李吉日木図主編 2017 *ordus barayun yarun emünetü qosiyun-u jasay yamun-n dangsa ebkemel* 『鄂爾多斯右翼前旗(烏審)札薩克衙門檔案』(全 20 冊。モンゴル文。一部のモンゴル文公文書史料は中国語に翻訳されている。写真版。) 遠方出版社。この史料集は内蒙古自治区檔案館、内蒙古自治区社会科学院図書館、鄂爾多斯市檔案局(館)、阿拉善左旗檔案館、陝西省榆林市榆陽区(清代の榆林県)檔案館、烏審旗檔案館などの檔案館に所蔵されている档案史料の中から、烏審旗のモンゴル文档案史料約 6000 件を集めて年代順に整理して写真版で収録した史料集である。烏審旗札薩克衙門檔案の保管状況は良くない中で現在まで残された公文書史料として価値が高い。

史料⑥ 鄂爾多斯右翼中旗蒙古文歴史檔案編集委員会整理、斯・特日格勒主編 2011 *ordus barayun yarun dumdadu qosiyun-u teüke-yin mongyol dangsa ebkemel-ün sungyumal* 『鄂爾多斯右翼中旗蒙古文歴史檔案選編』(全 12 冊。モンゴル文。写真版) 内蒙古出版集团・内蒙古文化出版社。内蒙古自治区檔案所蔵史料。

史料⑦ 蘇雅拉図・布仁巴依爾編 2015 *alasa husuud qosiyun-u mongyol dangsa* 『阿拉善和碩特蒙古文歴史檔案』内蒙古出版集团・遠方出版社。1-50 巻を入手している。雍正 11(1733)年から宣統 3(1911)年 3 月 27 日までのモンゴル文公文書史料を写真版で収録している。本史料集は阿拉善左旗檔案館に所蔵されているモンゴル文公文書史料を写真版で出版したものである。清代の阿拉善和碩特旗は理藩院が直接管轄する特別旗であり、清朝の王室とも姻戚関係を持っていた。本史料集では、阿拉善和碩特旗が中央や周辺の旗と各省の県との間でやりとりした公文書を檔冊に記録したものを写真版で出版したものである。その内容は政治、経済、軍事、宗教な豊富な内容が記録されていて、当時の歴史・地理・文学・哲学・宗教・政治・生活・民俗などの研究に不可欠な第一次史料である。

史料⑧ 中央研究院近代史研究所編 1974『教務教案檔』(全 7 輯、合計 21 冊) 中央研究院近代史研究所(台湾)。* 本史料は、清朝末期に設立された總理各国事務衙門の档案史料であり、台湾の中央研究院近代史研究所に保管されている。總理各国事務衙門檔案を公表

するに当たって、《海防檔》、《礦物檔》、《四國新檔》、《越南檔》、《清季中日韓關係史料》、《教務教案檔》が刊行されている。本研究では《教務教案檔》を利用する。この史料は、1959年7月から整理され、1974年2月から1981年11月にかけて刊行された。第1輯は計3冊あり、1974年2月に出版された。咸豐10(1860)年から同治5(1866)年までの檔案史料が収録されている。第2輯は計3冊あり、1974年8月に出版された。同治6(1867)年から同治9(1870)年までの檔案史料が収録されている。第3輯は計3冊あり、1975年2月に出版された。同治10(1871)年から光緒4(1878)年までの檔案史料が収録されている。第4輯は計3冊あり、1975年5月に出版された。光緒5(1879)年から光緒12(1886)年までの檔案史料が収録されている。第5輯は4冊あり、1977年10月に出版された。光緒13(1887)から光緒21(1895)年までの檔案史料が収録されている。第6輯は3冊あり、1980年9月に出版された。光緒22(1896)から光緒25(1899)年までの檔案史料が収録されている。第7輯は2冊あり、1981年11月に出版された。光緒13(1887)から光緒21(1895)年までの檔案史料が収録されている。以上の内、第3輯の中でオルドスに関する文書が見られる。光緒3(1877)年からオルドス地域で地元の官員とキリスト教関係者との間でトラブルがあり、文書で報告されている。

史料⑨包桂芹(編)1994『欽定外藩蒙古回部王公表伝』民族出版社

史料⑩[清]理藩院修/楊選第・金峰校注『理藩院則例』海拉爾市:内蒙古文化出版社

史料⑪沈雲龍編1967『光緒會典』(近代中國史料叢刊)文海出版社

史料⑫『光緒蒙古志』/[清]姚明輝纂、『乾隆河套志』/[清]陳履中纂、『民國河套圖志』/[張鵬一纂]。以上三点を収録するのは『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯1』南京:鳳凰出版社、[上海]:上海書店、[成都]:巴蜀書社。

史料⑬『光緒歸綏道志(一)』/[清]高賡恩纂『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯8』南京:鳳凰出版社、[上海]:上海書店、[成都]:巴蜀書社。

史料⑭『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯3』

史料⑮『光緒歸綏道志(一)』/[清]高賡恩纂『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯8』南京:鳳凰出版社、[上海]:上海書店、[成都]:巴蜀書社。

史料⑯『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯9』

史料⑰『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯12』

史料⑱金志章撰1919『滿蒙業書一:口北三廳志』滿蒙業書刊行会

史料⑲東亜同文会編纂1920『支那省別全誌第18巻:直隸省』東亜同文会發行

史料②満州国国務院興安局 1939『興安南省科爾沁左翼中旗実態調査報告書』出版地不明

史料②新華書店北京發行所 1991『清會典事例』(全 12 冊)中華書局

英文文献

Taveirne、Patrick 2004

Han-Mongol Encounters Missionary Endeavors a History of Scheut in ORDOS (HETAO)

1874-1911、Leuven :Leuven University Press (中国語訳版:古偉瀛・蔡耀偉 2012『漢蒙相遇与福传事業——圣母圣心会在鄂尔多斯的歴史 1874-1911』台北:光啓文化事業)

日本語文献

アリスターE. マクグラス[著]本多峰子[訳]2008『総説 キリスト教』キリスト新聞社

石濱裕美子 2011『清朝とチベット仏教—菩薩王となった乾隆帝—』早稲田大学出版部

エドワード・ノーマン[著]、百瀬文晃[監修]2007『ローマ・カトリック教会の歴史』創元社

額定其勞 2011「清代モンゴルのアラシャ旗における裁判(一、二、三)」『法学論叢』170-1、

pp.101-119;170-2、pp.136-161;170-3、pp.119-139

同 2012「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」『東北アジア研究』16、pp.167-204

同 2017「役所と〈地方〉の間—清代モンゴルのオトク旗における社会構造と裁判実態—」『法制史研究』67、pp. 103-159

岡洋樹 2007『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店

同 2010「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」『歴史評論』725、pp. 16-26

ウィリアム・V・バンガート著、岡安/村井訳 2004『イエズス会の歴史』原書房

片岡一忠 2008『中国官印制度研究』東方書店

菊池秀明 2020『太平天国—皇帝なき中国の挫折』東京:岩波書店

楠木賢道 2009『清初対モンゴル政策史の研究』、汲古書院

佐藤公彦 1999『義和団の起源とその運動—中国民衆ナショナリズムの誕生』東京:研文出版(山本書店出版部)

同 2010『清末のキリスト教と国際関係—太平天國から義和団・日露戦争、国民革命へ』東京:汲古書院

同 2015『中国の反外国主義とナショナリズム—アヘン戦争から朝鮮戦争まで』福岡:集広社

新カトリック大事典編纂委員会 2009『新カトリック大事典 I～IV』研究社

- 高橋祐史 2006『イエズス会の世界戦略』、講談社
- 鉄山博 1999『清代農業経済史研究：構造と周辺の視角から』東京：御茶ノ水書房
- 中村聡 2015『宣教師たちの東アジア 日本と中国の近代化とプロテスタント伝道書』太平印刷社
- 野口鐵郎編・綾部恒雄監修 2005『結社の世界史②：結社が描く中国近現代』東京：山川出版社
- 萩原守 2006『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社
- 濱久雄 1984『西太后』東京：株式会社・教育社
- ハスゴワ 2018「清末期オルドス(イフ・ジョー盟)におけるスクート会の宣教師による初期布教活動——ダラト旗のチャガンエレグ(čayan -ergi)を事例として——」『日本とモンゴル』52、pp. 98-120。
- 同 2019a「清末期内モンゴルのオルドス地域で布教するスクート会——初期段階におけるキリスト教の布教とそれにとまなうトラブル——」『内陸アジア歴史文化研究』4: 78-107。
- 同 2019b「咸豊 10(1860)年-光緒 10(1884)年の間の内モンゴル・オルドス地域に対するキリスト教布教解禁の通知」『日本モンゴル学会紀要』49: 35-52。
- 同 2019c「清末中華民国初期のオルドス(イフジョー盟)におけるキリスト教宣教師たち——布教活動と現地に与えた影響——」富士ゼロックス株式会社 小林基金 2018 年度研究助成論
- 同 2021「清末のモンゴル教区における布教拠点「西湾子村」と外国人宣教師の到達」『国際文化学』34、pp.68-91。
- 平山政十 1939『蒙疆カトリック大観』蒙古連合自治政府発行、宮本印刷所
- ブレンソド 2014「清代中期以降のモンゴル社会における随丁分与問題をめぐって——内モンゴル・ハラチン中旗を事例として」『日本モンゴル学会紀要』44、pp.53-66
- 包慕萍 2005『モンゴルにおける都市建築史研究：遊牧と定住の重層都市フフホト』東方書店
- 包呼和木其尔 2016「清代後期内モンゴル・ハラチン地域における土地と財産とアルバ」『日本モンゴル学会紀要』46、pp.35-48。
- 前島重男 1941「内蒙古に於ける基督教—厚和を中心とするその概況—」『内陸アジア』第 1 輯
- 松田孝一 2003「オロンスムの発見と歴史」『オロンスム—モンゴル帝国のキリスト教遺跡』、pp.59-64。横浜ユーラシア文化館
- 三石善吉 1996『中国、一九〇〇年——義和団運動の光芒』中央公論社
- 宮脇淳子 2018『モンゴルの歴史——遊牧民の誕生からモンゴル国まで』[増補新版]株式市会社 刀水書房
- 森川哲雄 1983「チャハルのブルニ親王の乱をめぐって」『東洋学報』64: 99-129

森本あんり 2006『アメリカ・キリスト教史 理念によって建てられた国の軌跡』、新教出版社
山腰敏寛 2004『中国歴史公文書読解辞典』汲古書院
路遠・佐々木衛編 1991『中国の家・村・神々——近代華北農村社会論』東京：株式東方書店

モンゴル語文献

Namsarai、2011. *Čing ulus-un üy-e-yin mongyol qosiyu ciyulyan*、Öbör Mongyol-un arad-un
keblel-ün qoriy-a
Erdemtü、2015. *Ordos wang güng-ün temteglel*、Öbör Mongyol-un yeke suryayuli-yin keblel-ün
qoriy-a

漢文文献

宝贵贞、宋长宏 2008『蒙古民族基督宗教史』宗教文化出版社
薄艳丽 2002「韩默理与二十四顷地教堂教堂」『内蒙古师范大学学报/哲学社会科学版』31
卷、2期、pp.93-96
冯健 2005「年圣母圣心会在内蒙古及周边地区的发展和影响」(宁夏大学学位论文、中国知
网：<http://www.cnki.net/>)
高景哲 2012「清末民国土默特右旗的社会状况」(内蒙古大学における博士論文、中国知
网：<http://www.cnki.net/>)
古偉瀛 2002『塞外傳教史』光啟文化事業
哈斯巴根 2005「18—20 世纪前期鄂尔多斯农牧交错区域研究 ——以伊克昭盟准噶尔旗为中
心」(内蒙古大学における博士論文、中国知网)
梁衛東 2009『清末鄂尔多斯基层社会控制研究』民族出版社
李艳洁・周红格 2011「绥远城城市功能的变迁(清—1937 年)」『内蒙古大学学报哲学社会
科学版』2、pp.9-14.
梅荣 2010「清末伊克昭盟教案研究」(内蒙古大学における修士論文、中国知网)
同 2014「清末鄂尔多斯天主教历史研究」(内蒙古大学における博士論文、中国知网)
蘇日塔拉図 2017「清代鄂尔多斯蒙旗司法制度运行研究-以清代蒙文檔案中的司法案例为中
心」(内蒙古大学における博士論文、中国知网)
苏德毕力格 1976「清朝对蒙政策的转变---筹划设省」『蒙古史研究』6、pp.250-259
特木勒 2011「《圣母圣心会塞外传教来华神父名册》补正」『元史及民族史研究集刊』第 17

辑、pp.144-150

田砚宇/何凡能/葛全胜 2009「清代漠南蒙古耕地数字性质考释以热察绥地区为例」『中国历史地理论丛』24:144-151

吴福环 1995『清季总理衙门研究』新疆大学出版社

张彧 2006「晚清时期圣母圣心会在内蒙古地区传教活动研究（1865-1911）」（暨南大学博士学位论文）

张彧/汤开建 2007「晚清圣母圣心会中蒙古教区传教述论」『中国边疆史地研究』17 卷 2 期
pp、115-125 ·

张彧 2019『晚清时期天主教会在内蒙古地区活动研究』北京：中国社会科学出版社